

監視専門調査会におけるこれまでの議論の整理

- 監視専門調査会におけるこれまでの委員による御質問及び御意見の趣旨を踏まえて、意見に盛り込む事項を以下のとおり整理。
 - 女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項に関して、
 - ・ 政府に対して一層の取組を求める事項
 - ・ 政府が次期定期報告を準備する際に留意すべき事項
 - ・ 現在までの政府の取組で評価できるものとして意見に盛り込むことのできる事項（女性の活躍推進に関する政府の最近の取組に関して上記最終見解との関連で評価できる事項を含む。）
- について、更に御議論いただくことを期待。

※ 記載内容について

- ・ 具体的と思われる意見が出ているものは、語尾を「～を求めるべきではないか」としています。
- ・ 抽象的な意見・質問のため更に具体的な意見が必要なものは、フォントを斜体、語尾を「どのような取組が求められるか」又は「どのように考えるか」としています。
- ・ 点線で囲んだものは、専門調査会での議論を新たにお願いしたい項目です。

1 女子差別撤廃委員会最終見解への対応に係る取組状況に関する意見

(1) 総論

- ・ 政策の立案から評価に至るPDCAサイクルの中で男女共同参画の視点を反映していくとともに、女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項を点検しつつ策定された第3次基本計画に掲げられた数値目標の進捗を踏まえつつ、基本計画に掲げられた施策に取り組むことを求めるべきではないか。
- ・ 男女共同参画社会の形成についての地域ごとの多様な状況を踏まえた取組を推進するためには、どのような取組が求められるか。
- ・ 各種の啓発活動における国と地方公共団体との効果的な連携のためには、どのような取組が求められるか。
- ・ 各種の研修事業についての効果的な広報のためには、どのような取組が求められるか。

(2) 各論

○ 民法改正関係

- ・ 選択的夫婦別氏制度等の家族に関する法制についての国民的な議論を喚起するためには、どのような取組が求められるか。

- ・ 婚外子相続分規定に関する最高裁大法廷決定を受けた取組について

○ 雇用関係

- ・ 企業の情報の「見える化」を進める際には、学生が就職活動する際にもワーク・ライフ・バランスの観点から参照できるよう、時間外労働の状況も開示情報に含めていくことを求めるべきではないか。
- ・ 男性の育児休業取得率向上のために、ロールモデル集作成等の取組を求めるべきではないか。
- ・ ポジティブ・アクションについて、その成果を上げるための更なる推進方策としては、どのような取組が求められるか。
- ・ 同一価値労働同一賃金の実現に向けて、どのような取組が求められるか。

○ 女性に対する暴力・人身取引関係

- ・ 警察官、検察官、裁判官や婦人相談所職員をはじめとする公務員が関連法規について熟知し、被害者に適切な支援を行うことができるようにするために、どのような取組が求められるか。
- ・ 雇用形態の改善など、婦人相談員の専門性の確保のためには、どのような取組が求められるか。
- ・ 性犯罪被害者の支援のために、性犯罪の証拠の採取の在り方や、医療機関における支援体制の強化などについて、どのような取組が求められるか。
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」と、政府が実施する他の啓発活動が相互に効果を発揮できるようにするためには、どのような取組が求められるか。
- ・ 男女共同参画センターなど女性関連施設等との連携をより一層促進するためには、どのような取組が求められるか。
- ・ 配偶者からの暴力被害者に対する福祉的支援のために、どのような取組が求められるか。
- ・ 人身取引被害者である外国人への補償、人身取引についての地域の状況を踏まえた対策、売春の需要の抑止による性的搾取の防止について、どのような取組が求められるか。
- ・ 省庁ごとに行っている調査・データ収集の実効性を上げるため、どのような取組が求められるか。
- ・ 移住労働者全般や国際比較など、進捗が見られない事項については、検討や専門調査会の活用を行うことを求めるべきではないか。

(注) 本項目に関して専門調査会の意見に盛り込むべき事項は、女性に対する暴力に関する専門調査会の委員にも照会いたします。

○ 社会的弱者関係

- ・ 配偶者等暴力被害者に対する支援に関する情報、母子家庭に対する支援に関する情報などについて、外国語での提供を充実させることを求めるべきではないか。
- ・ 離婚の際の養育費の取決めについて、家庭裁判所における調停手続利用の促進について取組を求めるべきではないか。
- ・ 障害のある女性は、セクハラ、パワハラなど受け複合的に困難な状況におかれることがあるが、このような状況に対して、どのような取組が求められるか。
- ・ いわゆるマイノリティに属する女性の政策意思決定過程への参画について、どのような取組が求められるか。

○ 推進体制・国際的協調関係

- ・ 内閣府男女共同参画局の機能強化のためには、どのような取組が求められるか。
- ・ 「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」について、批准のための課題の検討を求めるべきではないか。

○ その他

- ・ 男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図るために、どのような取組が求められるか。
- ・ 学校における女性の管理職登用促進のために、どのような取組が求められるか。
- ・ 若い女性を対象として、様々な情報手段により、女性の健康支援に関する情報を提供することを求めるべきではないか。

2 次期定期報告を準備する際に留意すべき事項

(1) 総論

- ・ 報告を作成するに当たっては、国連の「報告ガイドライン」を踏まえ、実施している施策についての説明だけでなく、可能な限り、現状分析や改善のための方策、進捗状況についても記載し、現段階では実施が困難な事項については、困難である理由、今後の見通し等について、可能な限り記載することを求めるべきではないか。
- ・ 最終見解における個別の指摘事項に対する取組事項が明らかとなるように、記載することを求めるべきではないか。

- ・ 監視専門調査会において実施したNGOからのヒアリングの際の意見や資料を報告書作成に際しての参考とするとともに、NGO等との意見交換の機会を求めるなどNGO等の建設的対話を進めながら作成することを求めるべきではないか。
- ・ 数値目標等において結果を示す場合、可能な限り、男女共同参画の推進にどの程度寄与したかを検証して、記載することを求めるべきではないか。
- ・ 女性の活躍推進に関する政府の最近の取組を盛り込むことについて
- ・ 東日本大震災の対応及び復興への取組を盛り込むことについて
- ・ 女子差別撤廃委員会が求める期限（平成26年7月）までに提出できるよう定期報告書の作成を進めることを求めることについて

（2）各論

○ 差別的な法規定

- ・ 再婚禁止期間の廃止について、現段階では受け入れられない理由及び短縮の方向で検討している理由を盛り込むことを求めるべきではないか。
- ・ 婚外子の相続分規定を違憲とした最高裁決定の内容及びその後の取組状況を盛り込むことについて

○ 条約の法的地位と認知度

- ・ 選択議定書の批准について、政府内における現在の具体的な検討状況を盛り込むことを求めるべきではないか。

○ 差別の定義

- ・ 男女雇用機会均等法の間接差別の定義に関して、労働政策審議会雇用均等分科会における議論の状況を盛り込むことを求めるべきではないか。

○ 暫定的特別措置

- ・ ポジティブ・アクションを実施している企業において、女性の活躍促進についてどのような成果が現れているか、数値を用いて盛り込むことを求めるべきではないか。

○ 女性に対する暴力

- ・ 性犯罪への対策の推進に関する女性に対する暴力に関する専門調査会における検討状況を盛り込むことを求めるべきではないか。

- ・ 性犯罪に関する罰則の在り方についての検討状況（第3次基本計画期間中の検討の見通しを含む。）を盛り込むことについてどのように考えるか。

- ・ 子どもに対する性・暴力表現についての取組を盛り込むことについて

○ 教育

- ・ 女性研究者の活動支援、女子学生・生徒の理工系分野への進学促進策についての取組を盛り込むことについて

○ 健康

- ・ 墮胎罪についての説明を盛り込むことについてどのように考えるか。

○ 社会的弱者

- ・ 障害者基本計画（第3次計画）の策定及び同計画に基づく取組を盛り込むことについて

○ その他の条約の批准

- ・ 「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」の批准に関する検討状況や課題を盛り込むことの検討を求めるべきではないか。